

連携会員に係る総会における主なご意見

○選任時期

- ・分科会を先に設置し、そのために必要な方を連携会員として都度任命する。
(mission oriented)
- ・連携会員は会員選任の翌年の3月に任命する。
→ (案) クオリティコントロールの観点から、従前どおり、会員の選任と併せて各期末に選任することとするが、就任に先立ち、連携会員への事前説明を十分に行うこととする。

○定年

- ・75歳を過ぎて1期連携会員をできるとする案を見直す。
→ (案) 会員と同じく、「満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する」とする。

○任期

- ・任期途中3年を過ぎたところで本人の意思により退任を認める。
→ (案) 任期3年、再任可（ただし、通算12年まで）とする。
※12年には、現行制度における会員としての任期を含まず、連携会員としての任期を含む（法人発足時の特例あり（以下参照））。

○若手登用

- ・若手の連携会員をサブカテゴリとして設定する。
→ (案) 連携会員のうち49歳以下の割合を2割以上とすることを目指す。

○令和8年10月の特例

- ・25-26期の連携会員の任期延長は6年でなく3年にする。
- ・25-26期の連携会員の任期延長は3年、26-27期の延長は6年にする。
→ (案) 25-26期、26-27期とも任期を3年延長する。退任等による不足分の充当は特任連携会員で対応するとともに、必要があれば、法人発足後1年を目途に新たな連携会員の任命を（任期2年で）行う。